平成２７年（フ）第３０９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目30番１号
Ｖ．Ｉ．Ｐ相模が丘303号
債務者　菱倉　　亮
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４９号
静岡県伊東市富戸50番地　ピアコート城ヶ崎101号
債務者　豊嶋　寿江
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６６９号
京都府向日市鶏冠井町山畑２番地の２　第二ヤサカ交通㈱社宅304号、前住所京都市伏見区深草野田町１番地１　第一サンソイル201号
債務者　小林こと　**袈**　　洋九
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７３５号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅12棟407号
債務者　三**吉**　秀幸
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４０号
京都府宇治市大久保町平盛24番地の31
債務者　近藤　真一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６８号
京都市山科区御陵鳥ノ向町４番地　ロイヤルハイツ日向303号
債務者　森　　高広
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
京都府亀岡市篠町広田２丁目12番20号　ウェストヴァレー京都109号
債務者　川勝　雅樹
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第６４７号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目８番24号
債務者　中川　　明
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３５号
大阪府松原市天美西１丁目７番32号、前住所大阪府泉大津市豊中町１丁目16番18号
債務者　岡田　正明
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４３号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番267号
債務者　小松屋商店こと　小松　昌司
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
沖縄県那覇市字安謝240番地２　太平アパート33号
債務者　坂野　　勲
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２６７号
沖縄県那覇市字宇栄原967番地　光マンション408
債務者　金城　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５７号
北海道岩見沢市若駒３丁目６番４号
債務者　岡部　由子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５９号
北海道夕張郡長沼町銀座南２丁目２番１－202号
債務者　大藤　里美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１０３号
北海道室蘭市東町３丁目４番地26
債務者　室村　秀子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
盛岡市中ノ橋通１丁目５番20号
債務者　奥村　和夫
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５３号
盛岡市向中野５丁目17番32号　グリッターヴィヴィＣ202号
債務者　内田　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

第明治三十五種郵便物認可